

## 第9回 櫛田川自然再生推進会議 議事概要（案）

日 時：令和6年3月18日（月） 14:00～16:00

場 所：松阪市産業振興センター

### 1. 開 会

### 2. 挨拶（三重河川国道事務所 所長）

### 3. 委員紹介

### 4. 議 題

#### (1) 第8回櫛田川自然再生推進会議 議事概要について

○第8回櫛田川自然再生推進会議の議事概要について説明を行い、内容について了承された。

#### (2) 令和5年度の取り組みについて

##### 1) 技術専門部会からの報告事項

##### ① 技術専門部会の開催概要

○2/19に開催した技術専門部会の開催概要について報告を行った。

##### ② 魚道改善 令和5年度モニタリング結果と令和6年度モニタリング方針について

○令和5年度に実施した魚道改善のモニタリング調査結果について報告を行った。

また、令和6年度のモニタリング方針について説明を行った。

○委員より以下の意見を頂いた。

- ・今年はまだアユの遡上が確認されていない。例年、松名瀬橋付近にカワアイサという鳥がやってくるので、稚鮎が来た目安になっている。
- ・去年は8月の出水が出て、アユがいなくなった。
- ・魚道の改良により、アユやウナギだけでなく、エビなども上流に上るようになった。

（以上、櫛田川第一漁協）

- ・アユの個体数と体長を見ると、個体数の密度が低いところでは体長が大きくなると考えられる。また、出水があることで河床が耕されて産卵できる環境になっていることが考えられ、新両郡橋では出水の後に産卵が行われているように見えることから、出水が悪い影響だけではないと考えられる。これまでのモニタリング結果を踏まえて、これらの解析を進めて欲しい。（北村委員）

- ・大内山のアユを放流しているが、調査結果には放流の影響は出ているのか。（津田

地区三疋田区長)

→放流したアユの区別はできないので、影響についてはわからないが、アユの放流量については漁協で確認できるので、来年度以降は確認して考察に加えていきたい。

③氾濫原湿地環境再生 令和6年度の取り組みについて

○令和6年度より実施していく氾濫原湿地環境再生の取り組みについて、説明を行った。

○委員より以下の意見を頂いた。

- ・目標箇所は堰上流の湛水する箇所であり、一方、整備箇所は堰下流であるため、目標箇所と少し環境が異なると想定されるが、目標箇所として決定した根拠を教えてください。また、再生箇所下流にあるワンドを目標として加えても良いと考える。

(田代委員)

→河川環境管理シートで評価した結果より目標箇所として設定した。今回の整備箇所も第一頭首工の湛水域に位置するため、評価は可能と考える。また、再生箇所下流にあるワンドも近接しており目標となりうるので、調査には加えることを検討したい。

2) 地域連携専門部会報告 外来魚対策の取り組み

○1/11 に開催した外来魚対策コア会議の開催概要について報告を行うとともに、今年度のモニタリング結果や今後の取り組みについて説明を行った。

○内水面漁場管理委員会へ、再放流の禁止に関する意見書を提出することについては、了承された。

○委員より以下の意見を頂いた。

- ・春に産卵したコクチバスは夏には17~18cm くらいの大きさになる。8月からアユの網漁を行うが、この大きさのコクチバスは70%くらいが網にかかって取れる。残りは年を越して30~40cm くらいになるため、アユ漁の網を破って取れなくなる。太平橋や魚見橋付近でも大きな個体が見られ、60cm くらいになるものも見られる。8月上旬には、新屋敷下流や松名瀬橋で多く集まっているので、この時期に調査をしてもらえるとありがたい。(櫛田川第一漁協)

→調査時期については検討していく。

- ・ジャンボタニシが農地で増えており、駆除しても増える一方で農家を悩ませている。どこからきて増えているのか、調査してもらえるとありがたい。(あさみ住民自治協議会)

→河川と田圃は用水で連続しているが、川から入っているかどうか調べるのは難しい。

→奈良女子大学の遊佐先生がジャンボタニシの研究をしているので、話を聞いてみると良い。(河村委員)

- ・内水面漁協へ意見書を出すことで、違反した場合の罰則はあるのか。また、将来的に条例制定も見据えていくのか。河川に入る農業用のため池もあり、そこから櫛田川へ入ることも考えられるので、調査については国管理区間以外でも行ってもらうとありがたい。水系全体で対策を進めていくことが必要と考える。(多気町町民環境課)

→意見書は本日の会議で承諾頂ければ提出に進める。琵琶湖等でも取り組みがされており、個体数の減少につながるものと考ええる。罰則については県の判断になる。リリース禁止とすることで一定の効果は得られると考えられるため、まずは機運を高めていくことが必要である。また、調査については河川管理者としては続けていきたいが、対策は会議で議論して頂き、地域で協力して取り組んでもらいたい。

→内水面漁業管理委員会には委員に入っているので、意見書が出されればプッシュしていきたい。(河村委員)

→委員会指示に対して、強制力や罰則はないが、守らない人には知事から裏付け命令が出ることになり、それが守られない場合に罰則が課される。(津農林水産事務所)

- ・三重県には他にも一級河川があるが、他の河川でもこのような自然再生推進会議は開催しているのか。開催していないとすれば、なぜ櫛田川だけ開催しているのか。(津田地区三疋田区長)

→現時点では櫛田川だけの取り組みであるため、今後、他の河川でも取り組みを進めていくことを考えている。櫛田川では、堰の環境の問題があったことから、優先して取り組みを進めているものである。

- ・意見書の提出に合わせて、櫛田川の現状をしっかりと伝えた方が良い。また、ため池や私有地では規制の網がかからない。資料-3(1) P10にある岐阜県の事例では、ため池は市町村が対応するとの記載があることから、地域が一体となって協力して取り組んでいく必要がある。(田代委員)

### (3) 今後の予定について

○令和 6 年度の推進会議やモニタリング等の予定について事務局から説明を行い、了承された。

## 5. 閉 会